

EU 向けに輸出される水産物に関する水産庁による証明書の発行について

平成 23 年 3 月 27 日
22 水漁第 2328 号
水産庁長官通知
一部改正
平成 23 年 4 月 8 日
平成 23 年 4 月 13 日
23 水漁第 472 号
平成 23 年 5 月 24 日
23 水漁第 768 号
平成 23 年 7 月 11 日
23 水漁第 1620 号
平成 23 年 12 月 27 日
24 水漁第 620 号
平成 24 年 7 月 2 日
24 水漁第 1247 号
平成 24 年 10 月 29 日
25 水漁第 435 号
平成 25 年 5 月 31 日
26 水漁第 351 号
平成 26 年 6 月 2 日
26 水漁第 1667 号
平成 27 年 3 月 30 日
27 水漁第 1125 号
平成 27 年 10 月 23 日

第 1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、欧州連合（以下「EU」という。）は、平成 26 年 4 月 1 日より我が国から EU へ輸出される食品及び飼料について、Commission Implementing Regulation (EU) No.322/2014 に従い、輸出国の管轄当局が発行する放射性物質に関する証明書又は産地証明書（以下「証明書」という。）を求めることになったところである。

本通知は、一定の条件が満たされることを条件に、水産庁又は水産庁のホームページ上で証明書発行機関として公表されている都道府県の水産部局（以下「証明書発行機関」という。）の担当官が証明書を発給する手続について定めるものである。

第 2 EU の規則に基づく証明書発行の対象となる水産物

我が国から EU に輸出する水産物（我が国で産出され、又は、我が国から発送される水産食品（直接又は加工後に食されることを意図した産品）及び飼料（動物の餌とすることを専ら目的とした産品）をいう。）

第 3 証明書の発行要件

- 1 発行機関は、（１）の要件を満たし、かつ（２）又は（３）のいずれかの要件を満たす水産物に証明書を発行することとする。
 - （１）「「水産庁による対 EU 輸出水産食品取扱施設の認定等取扱い要領」の制定について（平成 26 年 9 月 11 日付け 26 水漁第 817 号水産庁長官通知）」中の別紙「水産庁による対 EU 輸出水産食品取扱施設の認定等取扱い要領」（以下「水産庁 EU 向け要領」という。）の 2 の（１）及び「対 EU 輸出水産食品の取扱について（平成 21 年 6 月 4 日付け

食安発第 0603001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21 消安第 2148 号農林水産省消費・安全局通知、21 水漁第 175 号水産庁長官通知)」中の別紙「対 E U 輸出水産食品の取扱要領」(以下「E U 向け要領」という。)の 2 の (1) に定める食品(以下「E U 向け要領に基づく水産食品」という。)については、「水産庁 E U 向け要領」5 の (1) 又は「E U 向け要領」7 の (1) 若しくはその他の水産庁が定める要領に基づき、水産庁又は都道府県知事等による衛生証明書(以下「E U 向け衛生証明書」という。)の発行を受けた又は発行のための申請がなされたものであること。E U 向け要領に基づく水産食品以外の水産物については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年 5 月 11 日法律第 175 号)」に基づく「加工食品品質表示基準(平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号)」(以下「J A S 法に基づく表示基準」という。)に適合して加工及び流通されたもの。

(2) 魚類、甲殻類、軟体動物及びその他水生無脊椎動物、それらの調整品並びに魚の肝油及び油脂(C Nコード(E U加盟国共通関税コード)において、0302、0303、0304、0305、0306、0307、0308、1504.10、1504.20、1604 及び 1605 にあたるもの。ただし、ホタテ貝及びその調整品(0307.21、0307.29 及び 1605.52.00 にあたるもの)は除く。)については、次のいずれかの要件を満たすものであること。

- ① 平成 23 年 3 月 11 日より前に採捕及び加工されたものであること。また、輸入した水産物を使用する場合は、平成 23 年 3 月 11 日より前に加工されたものであること。
- ② 平成 23 年 3 月 11 日以降、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、千葉県、及び岩手県以外の都道府県の沿岸海域で採捕され、かつ水揚げ及び加工されたものであること。また、平成 23 年 3 月 11 日以降、輸入した水産物を使用する場合は、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、千葉県、及び岩手県以外の都道府県で加工されたものであること。
- ③ 平成 23 年 3 月 11 日以降、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、千葉県、及び岩手県の沿岸海域で採捕されたもの及び福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、千葉県、及び岩手県で水揚げ若しくは加工されたものについては、E U の放射性物質の基準に適合していること。また、平成 23 年 3 月 11 日以降、輸入した水産物を使用する場合は、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、千葉県、及び岩手県で加工されたものについては、E U の放射性物質の基準に適合していること。

(3) (2) 以外の水産物については、次のいずれかの要件を満たすものであること。

- ① 平成 23 年 3 月 11 日より前に採捕及び加工されたものであること。また、輸入した水産物を使用する場合、平成 23 年 3 月 11 日より前に加工されたものであること。
- ② 平成 23 年 3 月 11 日以降、福島県以外の都道府県の沿岸海域で採捕され、かつ水揚げ及び加工されたものであること。また、平成 23 年 3 月 11 日以降、輸入した水産物を使用する場合は、福島県以外の都道府県で加工されたものであること。
- ③ 平成 23 年 3 月 11 日以降、福島県の沿岸海域で採捕されたもの及び福島県で水揚げ若しくは加工されたものについては、E U の放射性物質の基準に適合していること。また、平成 23 年 3 月 11 日以降、輸入した水産物を使用する場合は、福島県で加工されたものについては、E U の放射性物質の基準に適合していること。

(4) (2) ③又は(3) ③に関し、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に水産庁加工流通課と協議を行うものとする。

2 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日以前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていない

と認められる場合に限り行う。

第4 申請手続

- 1 証明書の発行を申請する者は、第3の1の(2)の①又は(3)の①に該当する水産物を輸出しようとする場合には以下の(1)から(3)、(7)及び(9)に掲げる書類を、第3の1の(2)の②又は(3)の②に該当する水産物を輸出しようとする場合には(1)から(3)及び(9)に掲げる書類を、第3の1の(2)の③又は(3)の③に該当する水産物を輸出しようとする場合又は発行機関が認める場合には以下の(1)から(3)、(8)及び(9)に掲げる書類を、証明書発行機関宛に提出する。

また、EU向け要領に基づく水産食品を輸出しようとする場合には以下の(4)に掲げる書類を、EU向け要領に基づく水産食品以外の水産物を輸出しようとする場合には以下の(5)及び(6)に掲げる書類を、証明書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は以下の(10)に掲げる書類を上記書類に加えて証明書発行機関宛に提出する。

なお、EU向け要領に基づく水産食品以外の水産物を輸出しようとする場合には以下の(3)、(5)、(6)及び(7)の書類に代えて、都道府県水産部局長による確認書を提出することができる。

- (1) 証明書発行申請書(別記様式1)
 - (2) 必要事項を記載した別記様式2
 - (3) 主原料の産地を示す書類
 - (4) EU向け衛生証明書の写し(証明申請中のものについてはその申請に係る書類の写し)
 - (5) 「JAS法に基づく表示基準」において表示することとされている情報に係る証拠書類
 - (6) 製造業者等の所在を公的に証明する書類(営業許可証等)の写し
 - (7) 製造年月日を証明することができる書類
 - (8) 検査機関が行ったEUの放射性物質の基準に係る検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類
 - (9) (2)を確認することができる書類(インボイス、パッキングリスト等)
 - (10) 輸出者が作成した別記様式3の委任状
- 2 証明書発行機関は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書に関する不正の疑いがある場合には、証明書の発行を留保することとする。
 - 3 発行機関が発行する証明書については、平成27年11月1日以降、偽造防止用紙を使用する。

第5 申請先

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室(Tel 03-3501-1961)又は水産庁のホームページにて公表する証明書発行機関の連絡先

注) この規則は水産庁のホームページにて公表する国にも適用される。